

環境衛生課からの お知らせ

環境衛生課（吉備庁舎）
清水行政局 建設環境室

〈ごみ分別すれば資源〉

盆前の「し尿のくみ取り」

盆までにし尿のくみ取りを希望される方は、7月17日（金）までに、次のし尿収集業者にお申し込みください。

※7月17日（金）を過ぎると、盆までにくみ取りができないことがあります。

※収集業務は8月13日（木）から16日（日）まで休業します。

吉備・金屋地域

・上田衛生 ☎52・4582

・（有）武田清掃 ☎32・2391

清水地域

・（有）武田清掃 ☎32・2391



環境センターで 処分できないもの

環境センターでは次のものは処分することができません。これらは専門業者が処理業者に処理を委託してください。

・リチウムイオン電池
環境センターでの発火が年間20件起きています。絶対に入れないください。

※メーカーや状態を問わず、環境衛生課（吉備庁舎）・やすらぎ福祉課（金屋庁舎）・清水行政局建設環境室・プラスチック収集場で直接お預かりしています。

・家電リサイクル法該当品（テレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機）・パソコン（PCマークの付いているもの）

※購入した店または家電リサイクル対象店舗にご相談ください。

・農業用資材（マルチシートやビニールハウスの資材・肥料袋・農薬の瓶や袋・葉散ホース・防風ネット・田の波板など）

・草刈り機の刃

・産業廃棄物と認定されているもの

・廃油

・れんが・石・土・コンクリートなど

※尾岩坂ごみ処分場に搬入できません。事前申請が必要です。

・金庫

・自動車・単車の本体および部品（タイヤ・バッテリー・エンジンなど）

・塩化ビニール製品（塩ビ管・雨どいなど）

・消火器

・プロパンボンベ

※カセットボンベは出せますが、中身を完全に抜いてください。

・ワイヤーおよびロープ

※家庭用のロープは出せますが、20cm程度に切ってください。

・漁網

・モーター

・パレット

・石こうボード

・浴槽

・断熱材

など

不法投棄の監視強化中

有田川町では和歌山県と連携し、不法投棄やキャンペーンごみ対策として監視カメラの設置やパトロールを実施し、監視を強化しています。

監視カメラで得た情報は、不法投棄の抑止や、発見した場合の指導のために活用し、それ以外の目的には使用しません。

不法投棄をなくすためには、地域の皆さま一人一人の心掛けと見守りが大切です。きれいなまちを守るため、不法投棄を「しない・させない」環境づくりにご協力をお願いします。

家庭から出る 燃えるごみの収集量

令8年（2026年）4月／約293トン
前月から約3トンの増加

"SDGs（エス・ディー・ジーズ）"これは国連が定めた「持続可能な開発目標」の呼び名です。ごく簡単にいうと「みんなが幸せで快適な生活を送れるような未来を作るための目標」でしょうか。

私たち生活者が直接SDGsに取り組める活動の一つがごみの減量化です。より良い地球の未来のためにごみを減らしましょう。